

7月13日から14日の大雨に関する支援制度等のお知らせ

美 郷 町

この度の大雨で、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

大雨被害に関する現時点での各種の支援制度や手続き等をお知らせします。（検討、確認中の内容は、別途お知らせします。）ご不明な点は、それぞれの問い合わせ先へお問い合わせください。

1 り災証明書（住家）の発行

【問い合わせ先】総務課：(0855) 75-1211

自治会や被害を受けた方から被害報告を受けた「住家」の被害調査（1次調査）を実施します。この調査結果を基に、必要な方には「り災証明書」を無料で発行します。

発行までのスケジュールは、次のとおりです。

- ◆ 1次調査の開始時期 : 7月17日（金）以降順次
- ◆ り災証明書の発行開始（予定）: 7月22日（水）から（窓口：総務課）

※新たに被害調査を希望される場合や証明事項に不服のある場合は改めて調査を実施

2 被災証明書の発行（建物、家財など）

【問い合わせ先】総務課：(0855) 75-1211

被害を受けた方で希望される方には、届出（申請）により、被害に遭われたことを証明する「被災証明書」を無料で発行します。発行の手続き方法は、次のとおりです。

- ◆ 証明書発行受付：随時 ◆ 発行窓口：総務課、大和事務所
- ◆ 届出（申請）：被害が確認できる写真等を持参・届出書（申請書）に被害状況を記入

（注）1 「① り災証明書」「② 被災証明書」は、郵送・メールによる申請もできます。

メール申請をされる場合の詳細は、美郷町ホームページをご覧ください。

2 手続き方法、届出書等は、美郷町ホームページにも掲載しています。

美郷町ホームページ＜<https://www.town.shimane-misato.lg.jp/>>

「り災証明書」と「被災証明書」（違い）

○り災証明書とは ・・・住家の被害の程度を証明

自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害程度を役場が認定・証明するものです。税控除や保険金請求時に提出を求められる場合があります。家屋の被害状況について現地調査を行い、被害の程度を証明します。

○被災証明書とは ・・・被害の届け出を証明（主に住家以外）

被災された方から被災の「届出があった旨」を証明するもので、自然災害による建物（納屋、倉庫等）、家財、車両、工作物、設備等の被害を届出、写真等の書類により確認し、証明書を発行します。 ※り災証明書のような「住家被害認定調査」は行わず、被害の程度を判定しません。

3 被災者生活再建支援金支給制度

【問い合わせ先】住民課：(0855) 75-1213

住家（現実に住居のために使用している建物で、倉庫、空き家等は除く。）が大きな被害を受け、居住が困難となった方は、支援金の支給があります。

対象となる被害の程度は基準が設けられていますが、この度の災害では、平成30年7月豪雨災害と同程度の支援策（制度の基準に満たないが、一定程度以上の被害も含めた支援）を検討しています。

詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

4 仮置き場での被災ごみ受付

【問い合わせ先】住民課：(0855) 75-1213

被害に遭われたお宅から生じた「被災ごみ」の受け入れを次のとおり行っています。

◆受入れ場所・期間

○ふれあい広場駐車場（久保）、築瀬農業集落排水処理場前（築瀬） 令和2年7月26日（日）まで

○旧大和村役場職員駐車場 令和2年7月21日（火）、22日（水）の2日間

◆受入れ時間

いずれも午前9時から午後4時まで

◆注意事項

持ち込みできるのは、今回の災害で使用できなくなった被災ごみに限ります。また、持ち込む際には、ごみの種類ごとに分別が必要です。詳しくは、仮置き場に表示してある案内をご覧ください。

◆処分費用

無料

5 災害による町税・保険料等の減免

【問い合わせ先】住民課：(0855) 75-1213

（1）町税（住民税・固定資産税・国民健康保険税）の減免

災害により住宅又は土地、家財に、一定規模以上の損害が発生した場合、町税「町県民税、固定資産税、国民健康保険税」の減免を受けられる場合があります（町県民税・国民健康保険税は所得条件あり）。減免の内容については、別途お知らせします。

（2）国民年金保険料の免除

【問い合わせ先】浜田年金事務所：(0855) 22-0670

天災などで被災され、保険料を納付することが著しく困難であるときは、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。被保険者の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象となります。

（3）後期高齢者医療保険料の減免

【問い合わせ先】島根県後期高齢者医療広域連合：(0852) 20-7526

被災状況により、保険料が徴収猶予または減免される場合があります。

被保険者の居住する住宅（持ち家に限る）について、半壊に相当する以上の損害を受けた場合、又は農作物の損害額が平年の収入額の10分の3以上である場合等が対象となります。

6 生活福祉資金の貸付け

【問い合わせ先】美郷町社会福祉協議会：(0855) 75-1345

被災され、資金が必要な場合は、次の貸付けが受けられる場合があります（他の貸付けが優先などの条件あり）。詳しくは、お問い合わせください。

（１）緊急小口資金

- | | | | |
|-------|---------------|-------|---------|
| ◆対象者 | 低所得世帯（所得制限あり） | ◆使途目的 | 一時的な生活費 |
| ◆貸付限度 | 10万円 | ◆利率 | 無利子 |
| ◆償還期間 | 12か月以内 | ◆据置期間 | 2か月以内 |
| ◆その他 | 連帯保証人は不要 | | |

（２）福祉資金

- | | | | |
|--------|-------------------------------------|-----|---------------------|
| ◆対象者 | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（所得制限あり） | | |
| ◆使途目的 | 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 など | | |
| ◆貸付限度額 | 150万円 | ◆利率 | 年1.5%（連帯保証人有の場合無利子） |
| ◆償還期間 | 7年以内（据置期間：6か月以内） ◆その他 原則1名の連帯保証人が必要 | | |

7 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

【問い合わせ先】健康福祉課：(0855) 75-1931

母子（父子）世帯、寡婦世帯の生活等を支援するための貸付制度です。

（１）住宅資金

- | | | | |
|-------|-------------------|--------|------------------|
| ◆使途 | 住宅の補修、保全などに必要な資金 | ◆貸付限度額 | 150万円（特別200万円以内） |
| ◆利率 | 年1%（連帯保証人有の場合無利子） | ◆据置期間 | 6か月 |
| ◆償還期間 | 6年以内（特別の場合は7年以内） | | |

（２）転宅資金

- | | | | |
|-------|------------------------|--------|------|
| ◆使途 | 住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金 | ◆貸付限度額 | 26万円 |
| ◆利率 | 年1%（連帯保証人を立てる場合は無利子） | ◆据置期間 | 6か月 |
| ◆償還期間 | 3年以内 | | |

（３）生活資金

- | | | | |
|--------|------------------------------------|-------|----------------------|
| ◆使途 | 母子（父子）家庭になって7年未満で生活を安定・継続するのに必要な資金 | | |
| ◆貸付限度額 | 月額10.5万円 | ◆利率 | 年1%（連帯保証人を立てる場合は無利子） |
| ◆据置期間 | 6か月 | ◆償還期間 | 8年以内 |

8 介護保険料の徴収猶予または減免

【問い合わせ先】美郷町地域包括支援センター：(0855) 75-1231

邑智郡総合事務組合介護保険課：(0855) 72-3535

被災状況により、保険料が徴収猶予または減免される場合があります。

住宅、家財等に損害を受けた場合、その損害金額が10分の2以上である場合等が対象となります。

9 児童扶養手当等の特例措置

【問い合わせ先】健康福祉課：(0855) 75-1931

児童扶養手当等の支給制限を受けている方が、災害によって財産に一定以上の損害を受けた場合は、特例的に手当の支給が受けられます。

- ◆対象の手当 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当
- ◆対象者 受給者または扶養義務者等の前年の所得が多いため、手当額の一部または全部が支給停止になった受給者で、所有する財産について価格の2分の1以上の損害を受けた方
- ◆被災財産の種類 受給者または扶養義務者等が所有する次の財産
 - ・住宅、家財 ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋
 - ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

10 障害福祉サービス等の費用負担の減免

【問い合わせ先】健康福祉課：(0855) 75-1931

災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、費用負担額の全額または一部が減免される場合があります。

11 健康に関する相談

【問い合わせ先】健康福祉課：(0855) 75-1932

被災後のこころとからだの健康についてご相談ください。

12 災害弔慰金の支給等

【問い合わせ先】住民課：(0855) 75-1213

災害による被害が次に該当する場合、災害弔慰金等の支給又は資金の貸付を受けることができます。

- (1) 災害により死亡された方がある場合、そのご遺族に対して災害弔慰金を支給
 - (2) 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方に、災害障害見舞金の支給。
 - (3) 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金の貸付け
- ※この制度は、県内において災害救助法が適用された市町村がある災害に適用されます。

<特記>

- この度お知らせしている内容は、7月16日（木）時点の内容です。
- 詳細を検討中の項目や新たな項目については、別途お知らせします。
- 美郷町ホームページにも、情報を随時掲載します。

美郷町ホームページ <<https://www.town.shimane-misato.lg.jp/>>
